

## 特別児童扶養手当について

受給できる方は、20歳未満の身体または精神に重度または中度以上の障害のある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）あるいは父母にかわってその児童を養育する（児童と同居し、監護し、生計を維持する）方です。障害の程度については、次の表のように定められています。

ただし、次の場合は受給することができません。

- ① 手当を受けようとする方や対象となる児童が日本国内に住んでいないとき。
- ② 児童が児童福祉施設等（通所施設は除く）に入所しているとき。
- ③ 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けられるとき。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3

（視力の測定は矯正視力によって測定）

1級	1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢の足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1	両眼の視力の和が0.08以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## 手当の月額

障害の程度	手当の額（児童1人あたりの月額）
1級	52,500円
2級	34,970円

## 手当の支払

手当は認定されると、請求日の属する月の翌月分から支給されます。

支払いは定期支払いとして年3回、請求者の指定した金融機関の口座へ振り込まれます。

(令和2年4月以降)

支払期	12月期	4月期	8月期
支払日	11月11日	4月11日	8月11日
支給対象月	8～11月分	12～3月分	4～7月分

※支払日が土・日・祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

## 所得制限額について

扶養親族等の数	請求者（本人）	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	扶養親族1人につき 380,000円ずつ加算	扶養親族1人につき 213,000円ずつ加算
加算額	・70歳以上の同一生計配偶者及び 老人扶養親族 1人につき 100,000円 ・特定扶養親族（※） 1人につき 250,000円	・老人扶養親族 (扶養親族と同数の場合は1人を除き) 1人につき 60,000円

(※) 税法上の扱いとは異なります。

## 手続きについて（認定請求）

(すべての必要書類が揃わないと受付できませんのでご注意ください。)

1. 特別児童扶養手当認定請求書（こども支援課の窓口にございます。）
2. 請求者と対象児童の戸籍謄本（省略のないもの、発行後1か月以内のもの）
3. 児童の障害の程度について医師の診断書（所定の様式によるもの）

※療育手帳（判定A）、身体障害者手帳（1・2・3級及び一部の下肢障害4級。ただし、視野障害・内部障害を除く）を取得している方はこれをもって診断書にかえることが可能な場合があります。

4. 特別児童扶養手当振込口座申出書（金融機関での証明印の押印または通帳の写しが必要です。）
5. 請求者・配偶者・対象児童・同居親族（扶養義務者）の個人番号の記載とこれに伴う本人確認（その他必要に応じて書類等の提出を求める場合がございます。）

※請求者・配偶者・扶養義務者の所得申告が必要です。請求の年の1月1日（請求が1月から6月の場合は前年の1月1日）に住民登録していた市町村で各年の所得の申告を済ませておいてください。税法上扶養に入っている場合は申告不要です。

お問い合わせ

上牧町役場 住民福祉部 こども支援課

〒639-0214

奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3245 番地 1

TEL 0745-43-5034